

郵便入札における同額入札の際の 落札決定について

- 入札の結果、同額 n 社となった場合、同額となった業者をアイウエオ順で抽選器で抽選し出た目の大きい順に0, 1, 2 \cdots $n-1$ の数字を割り振る。
この際一度抽選された玉は戻さない。

- 同額で入札された入札書に記載されている3桁のくじ用数字を合算し、同額入札書の数で除算した余りの数と、割り振られた数字が一致した業者が落札者となる。
くじ用数字の枠内に数字の記載のない場合は0と見なすこととする。

(例)

あいう建設工業, かきく工業, さしす興業が同額。



- 業者(アイウエオ順)に抽選器で抽選をする。
 - あいう建設工業 0.1
 - かきく工業 -0.5
 - さしす興業 0.8
- 数の大きい順に0からの数字を割り当てる。
 - さしす興業 0
 - あいう建設工業 1
 - かきく工業 2

- 入札書くじ用数字を合算する。

$$574 + 633 + 777 = 1984$$

- 合算した数字を業者数で除算し余りを出す。

$$1984 \div 3 = 661 \cdots \text{余り} 1$$

(抽選結果)

(計算結果)

- さしす興業 0
- あいう建設工業 1 = 余りの数字 1
- かきく工業 2

※よって, この場合 「あいう建設工業」
が落札者となる。